

- 今年にはいり、車両盗難、バッテリーの盗難が発生しており、事業継続の著しい損害となっていることから、4月1日に遡り「盗難防止機器」についての助成金を始めます。
- 現在、車庫内事故防止装置助成金の案内は、下記黒字のとおりとなっておりますが、次のように表記を改めます。
- 「車庫内盗難防止機器（盗難防止用機器を含む）」（赤字が変更箇所）。

装置名	助成額・助成数	備 考
	・1台あたりの装着費用が20,000円以下の場合、費用の2/3、上限10,000円とし、20,000円を超える場合は、費用の1/2、上限30,000円とする	・ <u>デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーに付随する機器については除く。</u>
車庫内事故防止装置 (盗難防止用機器を含む)	・会費請求台数が30台までは15台まで 30台を超える場合は1/2まで 上限30台	・車載器については、エンジンの始動を制御するイモビライザー、または、移動式クレーンのリモコンによる盗難防止装置、GPS等により車両の位置監視等が行えるもの、施錠等が解除された場合にブザー等により知らせる機能、特殊な施錠等に係る費用に限る。
	・車庫内への立入制御装置については、機器購入費用の1/2、上限100,000円とする	(室内モニター等のみの機能は除く)
	・県内認可車庫3ヶ所を上限とする	ただし、標準装備の機器、設置費用、通信料金等は、対象外とする。

※バッテリー盗難を防ぐものとしてチェーン、南京錠のみのものは対象外。